

別居中の妻と子供二人の生活費等の請求



解説 = 事例

まだ離婚はしていないが、別居状態にある妻と子供二人の生活費および教育費の請求である。

生活費用のことは、今だに婚姻関係にあることから婚姻費用と表現してもいい。ここでは、夫に分かりやすいように生活費と表現した。離婚をすれば婚姻関係も終わることから婚姻費用は請求できない。ちなみに、離婚後の子供に関わる経費は、子どもの生活費と教育費を含め通常は養育費と表すものである。

婚姻費用を支払わない夫への内容証明の文例

前略失礼します。

何度か携帯メールでお願いいたしましたが、今日まで何等返事も無く非常に腹立たしく思っております。お支払いの約束の生活費用と子供の教育費ですが、今月分まですでに3ヶ月分振り込みがっておりません。

貴方の希望により別居して1年になります。

あの時、貴方はなんとおっしゃいましたか？私といたらうつ病になりそうだから実家に帰ってくれと、いかにも忌み嫌うような口ぶりでした。

屈辱と憤りで胸が張り裂けそうでしたが、子供のためと思い、貴方の申し出通り実家に帰りました。その折に、生活費と教育費を毎月支払う旨の念書もいただきました。

つまり

- (1) 私と子供二人の生活費 毎月5万円
 - (2) 子供二人の教育費 毎月3万円
- 合計8万円の約束でした。

しかし貴方からは、この3カ月間というものの送金がないどころか音沙汰もありません。

幸いに私たちは実家で暮らしていますから、子供の塾代や身の回りの洋服代など、両親も見かねて立て替えてくれています。実際のところ毎日の生活費にも困っております。この苦しさは理解いただけるでしょうか？

ともかく携帯メールでは埒が明きませんので、あえて内容証明郵便にて請求させていただきます。

まずは、今までの未払い分を今すぐにでも送金していただきますようお願い申し上げます。また、将来の分も確実に送金していただきますようお願い申し上げます

以上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

福岡市春日市〇〇町 60-25

博多 春子

福岡市中央区〇〇〇246-55
〇〇マンション 〇号室
博多 勇作 様